

資料 2

病床機能分化連携推進部会の設置及び運営に関する要領の改正について（報告）

○ 改正理由

平成30年7月に医療法が改正され、県は、保健医療計画の一部として、新たに外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）を令和2年3月に策定した。

この外来医療計画の中で、外来医療提供体制及び医療機器の効率的な活用に関する協議の場として、圏域に設置された地域医療構想調整会議が記載されているところ、機動的かつ忌憚のない意見交換を行うことを目的として、現行の病床機能分化連携推進部会（以下「部会」という。）を活用することとし、所要の改正について、令和3年1月29日開催の福岡県地域医療構想調整会議において了承されたもの。

○ 改正内容

別添改正案及び新旧対照表のとおり

医療機能分化連携推進部会の設置及び運営に関する要領

制定 平成29年11月 9日
改正 平成30年11月13日
改正 令和 元年 5月13日
改正 令和 元年11月13日
改正 令和 3年 1月29日

(部会の設置)

第1条 福岡県構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）設置要綱第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、別表に定める構想区域の調整会議に医療機能分化連携推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 構想区域における医療機能の役割分担及び連携に関する事項
- (2) その他地域医療構想の推進に関し調整会議から付託された事項

(部会の委員)

第2条 部会の委員は、調整会議の議長（以下「議長」という。）が調整会議の委員の中から指名する者、及び次に掲げる者の中から議長が推薦し県が任命する者をもって構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 行政関係者
- (3) その他構想区域における医療機能の役割分担及び連携に関し必要な者

2 調整会議の委員は、部会の構成員について議長に意見を述べることができる。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、議長が指名する。ただし、議事について、部会長が特別な利害関係を有する場合は、部会の委員（以下「委員」という。）の互選により他の委員が部会長を代理することができる。

3 部会長は、部会を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 部会の招集は、部会長が行う。

2 部会長は、委員の代理を認めることができる。

3 部会長は、構想区域における医療機能の役割分担及び連携に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができ

る。

- 4 部会において、協議を調えるため議決を行う場合は、委員の過半数が出席していなければならない。
- 5 前項の議決は、出席した委員の全員一致で決するものとする。ただし、議決事項について委員が特別な利害関係を有する場合は、当該委員は議決に参加できないものとする。
- 6 前項の議決は、調整会議の議決とする。
- 7 第5項の議決により決しなかった事項は、調整会議で協議する。
- 8 部会は、原則として非公開とする。ただし、公開して差し支えない議事については公開に努めるものとする。

(事務局等)

第5条 部会の事務局は、各調整会議の事務局が担うものとする。

- 2 部会の庶務は、調整会議の事務局と保健医療介護部医療指導課が協力して処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、部会の運営に関し必要な事項は、調整会議で定める。

別 表

構想区域	部会の数	部会の管轄区域
福岡・糸島	1	構想区域内の全域
粕屋	1	構想区域内の全域
宗像	1	構想区域内の全域
筑紫	1	構想区域内の全域
朝倉	1	構想区域内の全域
久留米	1	構想区域内の全域
八女・筑後	1	構想区域内の全域
有明	1	構想区域内の全域
飯塚	1	構想区域内の全域
直方・鞍手	1	構想区域内の全域
田川	1	構想区域内の全域
北九州	1	構想区域内の全域
京築	1	構想区域内の全域

新	旧
<p style="text-align: center;">医療機能分化連携推進部会の設置及び運営に関する要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成29年11月 9日 改正 平成30年11月13日 改正 令和 元年 5月13日 改正 令和 元年11月13日 改正 令和 3年 1月29日</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第1条 福岡県構想区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)設置要綱第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、別表に定める構想区域の調整会議に医療機能分化連携推進部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>(1) 構想区域における医療機能の役割分担及び連携に関する事項</p> <p>(2) その他地域医療構想の推進に関し調整会議から付託された事項</p> <p>(部会の委員)</p> <p>第2条 部会の委員は、調整会議の議長(以下「議長」という。)が調整会議の委員の中から指名する者、及び次に掲げる者の中から議長が推薦し県が任命する者をもって構成する。</p> <p>(1) 医療関係者</p> <p>(2) 行政関係者</p> <p>(3) その他構想区域における医療機能の役割分担及び連携に関し必要な者</p> <p>2 調整会議の委員は、部会の構成員について議長に意見を述べることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 部会の招集は、部会長が行う。</p> <p>2 部会長は、委員の代理を認めることができる。</p> <p>3 部会長は、構想区域における医療機能の役割分担及び連携に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。</p> <p>4 部会において、協議を調えるため議決を行う場合は、委員の過半数が出席していなければならない。</p> <p>5 前項の議決は、出席した委員の全員一致で決するものとする。ただし、議決事項について委員が特別な利害関係を有する場合は、当該委員は議決に参加できないものとする。</p> <p>6 前項の議決は、調整会議の議決とする。</p> <p>7 第5項の議決により決しなかった事項は、調整会議で協議する。</p> <p>8 部会は、原則として非公開とする。ただし、公開して差し支えない議事については公開に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">病床機能分化連携推進部会の設置及び運営に関する要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成29年11月 9日 改正 平成30年11月13日 改正 令和 元年 5月13日 改正 令和 元年11月13日</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第1条 福岡県構想区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)設置要綱第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、別表に定める構想区域の調整会議に病床機能分化連携推進部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>(1) 構想区域における病床機能の役割分担及び連携に関する事項</p> <p>(2) その他地域医療構想の推進に関し調整会議から付託された事項</p> <p>(部会の委員)</p> <p>第2条 部会の委員は、調整会議の議長(以下「議長」という。)が調整会議の委員の中から指名する者、及び次に掲げる者の中から議長が推薦し県が任命する者をもって構成する。</p> <p>(1) 医療関係者</p> <p>(2) 行政関係者</p> <p>(3) その他構想区域における病床機能の役割分担及び連携に関し必要な者</p> <p>2 調整会議の委員は、部会の構成員について議長に意見を述べることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 部会の招集は、部会長が行う。</p> <p>2 部会長は、委員の代理を認めることができる。</p> <p>3 部会長は、構想区域における病床機能の役割分担及び連携に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。</p> <p>4 部会において、協議を調えるため議決を行う場合は、委員の過半数が出席していなければならない。</p> <p>5 前項の議決は、出席した委員の全員一致で決するものとする。ただし、議決事項について委員が特別な利害関係を有する場合は、当該委員は議決に参加できないものとする。</p> <p>6 前項の議決は、調整会議の議決とする。</p> <p>7 第5項の議決により決しなかった事項は、調整会議で協議する。</p> <p>8 部会は、原則として非公開とする。ただし、公開して差し支えない議事については公開に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>